

山梨県公報

号外第五十二号

平成十九年

七月九日

月 曜 日

目次

規則
 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………
 山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則……………

規則

山梨県規則第四十三号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の一の表県民生活課の項第九号26中「訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続役務提供に係る取引及び業務提供誘引販売取引に係る」を削り、同号26を同号34とし、同号25中「訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続役務提供に係る取引及び業務提供誘引販売取引に係る」を削り、同号25を同号33とし、同号24中「訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続役務提供に係る取引及び業務提供誘引販売取引に係る」を削り、同号24を同号32とし、同号中5から23までを13から31までとし、4の次に次のように加える。

5 第十二条の二の規定による合理的な根拠を示す資料の提出の要求			
6 第十四条の規定による通信販売に係る販売業者及び役務提供事業者に対する必要な措置の指示			県民室長

7 第十五条第一項の規定による通信販売に関する業務の停止命令

8 第十五条第二項の規定による公表

9 第二十一条の二の規定による合理的な根拠を示す資料の提出の要求

10 第二十二条の規定による電話勧誘販売に係る販売業者及び役務提供事業者に対する必要な措置の指示

11 第二十三条第一項の規定による電話勧誘販売に関する業務の停止命令

12 第二十三条第二項の規定による公表

					県民室長
					県民室長
					県民室長
					県民室長
					県民室長

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第四十四号

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。
 平成十九年七月九日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県立職業能力開発校管理規則の一部を改正する規則
 山梨県立職業能力開発校管理規則(昭和四十七年山梨県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一就業支援センターの項中「パソコン応用科」を「パソコン

ン応用科 三月 四〇名
 三月 二〇名」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号
印刷所 株式会社印刷 甲府市北口二丁目六番